

第12回中小企業政策審議会  
小規模企業基本政策小委員会

平成30年7月12日（木）

経済産業省中小企業庁

午後1時29分 開会

○寺岡委員長 定刻まで少し時間がありますがけれども、第12回「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」を開始いたします。

御出席者につきましては、お手元の座席表にてご紹介にかえさせていただければと存じます。

本日も円滑な議事運営にご協力をお願い申し上げます。

それでは、始めに安藤中小企業庁長官より開会のご挨拶をお願いいたします。

○安藤長官 皆様方、本日も大変お忙しい中、お集まりいただきまして、心より御礼を申し上げます。

まずは冒頭でございますけれども、今回の西日本を中心といたしました豪雨によりまして、多くの方々がお亡くなりになりました。ここにお悔やみを申し上げます。また、現在も多くの方々はまだ行方不明ということでございます。一刻も早い救出をお祈り申し上げます。

中小企業の皆様方、小規模事業者の皆様方も、被災をされた方々がかなり多うございます。これから少し時間がかかるとは思いますけれども、復旧の段階に入っていきますので、私どもといたしましても、これから全力を挙げて取り組みをさせていただきたいと思っております。

昨日も総理、そして私どもの世耕大臣が岡山県を訪問させていただきました。さまざま寄り添ったご支援を行え、ご相談に乗るということ、大臣からも指示が出ております。

また、本日はまさにこの委員会のメンバーでおられます広島県の湯崎知事、そして市長を代表していただいている岡山県総社市の片岡市長、中央会の晝田委員、まさに岡山県中央会の会長をやっておられるわけでございます。それと、前回プレゼンをやっていたいただいたマツダの藤川さん。この委員会の関係でも、被害と直接ご関係の方々がおられますので、本日はご欠席ということで残念な次第でございますけれども、あわせてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今回は、小規模事業者政策を考えるに当たってかけがえのない支援機関の皆様方から見て、構造問題に直面している小規模事業者政策というものをどう考えていくのかといったお話。そして、地域のコミュニティーのあり方におきましても、小規模事業者の皆様方にさまざまな形で地域のさまざまな機能を支えていただいておりますけれども、自治体の皆様方からご覧になったこの委員会へのお考え等々を承りたいと思っております。

先ほど申し上げました被災者の皆様方への対策でありますけれども、今、激甚災害の指定を行うべきところについて、早急に行えということで総理からご指示が出てきております。中小企業対策におきましても、大きな災害の際には激甚災害ということで、従来の支援施策にさらに手厚くさせていただくということで、私どもは、どのような地域の皆様方

にどういった被害が発生しているのか。あるいは今後、見込まれるのか。どういう対策を講じさせていかなければいけないのか。また、その際、必要な予算規模はどういったものであるのかといったことを、現在の被害状況の把握とあわせて、既に並行してさせていただいております。

またいろいろな形で発表なりをさせていただきたいと思っておりますので、皆様方にもご念頭に置いていただければ幸いです。

それでは、本日も盛りだくさんでございますけれども、ぜひご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

本日の議題は「支援機関の機能と自治体の関係について」です。まず、中小企業庁より議題の趣旨説明をお願いいたします。

○西垣課長 それでは皆さん、お手元のタブレット上で資料2「支援機関の機能と自治体の関係」という資料を開けていただければと思います。

この委員会はいろいろなメンバーの方に参加していただいております。中小企業庁の中では、中小企業支援機関といえればある種、暗黙の了解があるところでございますが、今日は最初に中小企業支援機関とはどのようなものかというところについても若干ご説明させていただいた上で、今日の支援機関と自治体の関係についてという議論に入れたらと思っております。

まず、1ページ目をめくっていただきまして、中小企業支援機関ということをお我々が言いますときに、例えば今日も参加いただいております商工会・商工会議所、中小企業団体中央会あるいは商店街振興組合といった、我々が中小4団体と言っている団体以外にも、もちろん各地の金融機関や税理士、公認会計士、行政書士等々の士業と呼ばれる方たち、そして中小企業診断士、今日高鹿さんに参加いただいておりますけれども、企業内にいらっしゃる診断士もいらっしゃいますし、各県によらず支援拠点も置かれているところです。

その中で2つに分けているというのが1ページ目の図でございます。商工会・商工会議所あるいは中小企業団体中央会、商店街振興組合の場合には、まず会員がいて、会員同士が支援をするというメンバーシップ型の支援機関という性格を持っております。一方で、金融機関やよろず支援機関のように、支援者と被支援者が明確に分かれている外部型支援機関という形で2つに分類させていただいた上で、本日議論するのは、メンバーシップ型支援機関の中小4団体をベースにしたいと思っております。

2ページ目ですけれども、今、メンバーシップ型ということをお申し上げたのですが、そのうち商工会・商工会議所と中小企業団体中央会については、メンバーシップ型を黒でイメージしているのですけれども、メンバーシップ型以外に国費あるいは今で言えば地方交付税という形で、都道府県からの人件費ということをもって雇用されている経営指導員と

いう存在の方々がいらっしゃいます。

赤字であらわしているのがその方たちなのですけれども、この方たちにおいては、公費で賄われているということもあって、会員企業外の非会員も含めて小規模事業者を支援しているという姿になっております。ですので、メンバーシップ型の部分と先ほどの外部型の部分、両方の性格をあわせ持っているところが特徴でございます。

次のページに行きまして、こうしたうち、商工会・商工会議所を取り上げてみますと、その中には、左側の黒い人と右側の赤い人ということで色分けさせていただいているのですが、組織や会員、メンバーシップの発揮・維持のために働く職員の方々、我々は一般職員と呼んでおりますが会費収入等の自己財源で雇用されている方々と、右側の赤い人、地方交付税という形で人件費補助をされている、行政サービスに携わるということで働かれている方と両方がいらっしゃるといふ組織になっております。

私どもはよく、経営指導員の人件費が最近非常に枯渇している、業務は増えるけれども、人は減らされているという議論をしているところなのですけれども、そこで言っている人件費が減らされているというのは右側の赤い人の議論でして、その上に書いてあるのがこの数十年減ってきているという内訳のグラフになっております。

次のページに行ってくださいまして、商工会・商工会議所の組織というのが、今、申し上げたような黒い人と赤い人の両方を包含している状況なのでございますが、左側は、一般的な商工会あるいは小さな商工会議所では、会費収入、会員が少なくなる中で黒い職員が減ってきております。したがって、経営指導員が黒い方たちの仕事も含めて、一緒になってやっぺらっしゃることが多い。一方で右側、商工会議所や大規模な商工会ですと両方の方がいらっしゃって、一緒になって仕事をされているという状況になっております。

我々は、商工会・商工会議所という議論をするときに、黒い人のことを考えている人もいれば、赤い人のことを考えている人もいて、支援機関の議論をするときにそこが混乱を招いているかなと思いますので、簡単にご説明をさせていただきました。

次に、国、市町村、都道府県という形で今日はお話ししたいと思っておりますけれども、それぞれが商工会・商工会議所をどう見ているかというところをご説明したいと思っております。

5 ページ目、まず国から見た商工会・商工会議所は、黒い人と赤い人の両方が見えています。ここに2つの法律を書かせていただいております。第1回のときに、平成26年に小規模企業振興基本法ができたこと、あわせて小規模事業者支援法という法律を改正したことをお話しさせていただいたと思っておりますが、小規模事業者支援法という商工会や商工会議所が小規模事業者を支援する法律においては、基本的に赤い人たちのやっている小規模事業者の経営の改善・発達を支援する事業に対して必要な経費を補助するといったことを中心にする法律になっております。

一方で、小規模企業振興基本法のほうでは、黒い方々がやっぺらっしゃる地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資するような小規模事業者の事業活

動の推進という形で、メンバーシップ型あるいは地域コミュニティー維持型の仕事といったことも小規模企業者の振興する意義として挙げているところがございます。

3点目ですけれども、現在は商工会・商工会議所へ補助してきた経費を三位一体改革のもと、全て地方交付税という形で都道府県のほうに移譲しておりますが、最終移譲が平成18年ですので、その前の平成15年の国から出していた予算額をご紹介させていただいておりますけれども、当時、170億を全国の商工会・商工会議所、県連組織向けに出していたうち、10億円ぐらいがメンバーシップの取り組み、具体的には青年部の行う事業に対して国の補助を出していたという状況でございます。

6ページ目に参りまして、では市町村から見た商工会・商工会議所がどうなっているかということで、下にイメージ図で書かせていただいております。商工会・商工会議所のメンバーは、地域内の居住者である方たちが会員とされていることが多いので、例えば祭りの実行委員会であったり、PTAや消防団の主要なメンバーといった形で、地域で活躍されていることが非常に大きいと認識しております。

特に人口減少でほかの地域コミュニティー団体がどんどん力が弱まる中で、商工会や商工会議所のメンバーに対して、地域のリーダーとしての役割に期待する声が強くなってきていると考えております。

そうしたこともありまして、市町村の方々と商工会・商工会議所に対しての議論をしますと、この地域コミュニティーの維持として活動されているような事業といったものが前面的に出てくることが多いというのを感じているところでございます。

次のページに参りまして、今度は都道府県から見た商工会・商工会議所でございます。都道府県は、先ほど申し上げた人件費を中心にした地方交付税を原資にして商工会・商工会議所を見ておりますので、経営指導や相談業務といった、先ほどで言う外部型の事業のほう、赤い人の事業のほうになりますけれども、小規模事業者の事業活動を支援する経営指導員を通じて、商工会・商工会議所を評価しているという状況でございます。

これは補助金を出す以上、経営指導員の方たちがどれぐらいの業務をされているかということの評価するのですけれども、例えば左側の真ん中でございます。今、国、中小企業庁のほうで事業承継や働き方改革など、人材不足の中で生産性革命と、どんどんいろいろな仕事を商工会・商工会議所をお願いしつつありますけれども、商工会・商工会議所の方々から見ると、自分たちの評価をしている都道府県がどういう仕事を自分たちに期待しているかというところをどうしても見て、仕事をせざるを得ない部分はございます。

今、ここの下に、ある都道府県の事例ということで、大分県の事例を紹介しております。大分県の評価の基準の中では、左側、これは中小企業庁が定めている法律に基づく経営革新計画といったものに認定・承認件数とか、ものづくり補助金やIT導入補助金、持続化補助金といった中小企業庁あるいは県が定めている補助事業の採択数とか、それに加えて創業・第二創業数や事業承継といったものを対象に評価されています。ですので、私ども中小企業庁の政策から見ますと、中小企業庁の政策全てが県の指標に入っているかといいま

すと、47都道府県ばらばらというところがございます。

次のページに、今日本来、お越しいただくはずであった広島県の資料、実際に広島県の資料が別途、入っておりますので、それは後ほど見ていただければと思いますけれども、広島県の資料の中に、実はこの評価のシステムを国の政策に合わせて変えられたという経緯が入っていたので、ちょっと抜粋してご紹介したいと思います。

小規模事業者支援法が平成26年にできまして、経営発達計画を各商工会・商工会議所がつくるようになりました。そのPDCAを国のほうで今、評価しておりますけれども、広島県のほうではこの国の動きに連動して、経営発達支援計画のPDCAをベースに、広島県として商工会・商工会議所を評価するような仕組みに変えてきていただいている。ですので、47都道府県の中で中小企業政策と一緒に動いてくださっているところと、独自の指標で動いていらっしゃるというところといろいろあるという状況です。

最後に9ページ、今、お話ししているような国と都道府県と市町村から見た商工会・商工会議所がそれぞれ少し違った姿になっている中で、現在の小規模事業者支援法のスキームがどうなっているかを絵にあらわしております。この法律上は、国が商工会・商工会議所に小規模事業者支援の指針を作成し、商工会・商工会議所がみずからの支援をするに当たっての支援計画を申請すると国が認定する。この法律上、都道府県、市町村はこの流れの中に位置づけられていないというのが現状でございます。

先ほど申しあげましたように、都道府県や市町村から見た商工会・商工会議所の姿も一律ではない中で、各地で都道府県や市町村との連携の仕方も、厚みのあるところから薄いところまで、中身としてももろもろあるという状況でございます。

そして、一番右側ですけれども、商工会・商工会議所が小規模事業者に伴走型支援をするということを法律上、規定はしておりますが、どういった小規模事業者のどういった事業を支援するかというところは、各地の商工会・商工会議所の裁量に委ねられているというのが現状でございます。

最後のページに、本日の論点ということでまとめさせていただきました。今、お話ししてきたことを含めて、国、自治体、特に自治体の中でも都道府県、市町村はどのように考えていくかという中で、まず1点目は、先ほど申しあげたように商工会・商工会議所の人件費等を都道府県に財源移譲してきました。その一方で、平成26年に小規模事業支援法を改正しまして、伴走型支援を始めるとか、小規模事業者に直接の補助金を国が出すといったことを国がまた始めている状況でございます。

これについての考え方としては、伴走型事業において、経営発達支援計画に基づいて商工会・商工会議所の経営指導員が経営指導していく中身の質的転換に対応するといったことを国が引っ張っていく。あるいは、持続化補助金の場合は、質的転換をしていく中で、地域における支援、小規模事業者への支援の過少投入を国が補完しているというように位置づけられるのではないかと考えております。

また、昨今の小規模事業者支援にかかる質的・量的両面における支援ニーズが拡大して

いく中で、それを担う商工会・商工会議所の支援体制を考えましたときに、先ほどの都道府県の評価の仕組みと、国側の政策メニューのバラエティー化と、そこにおいて何らかのアンバランスが生じているのではないか。その結果として、経営指導員に非常に業務のしわ寄せが起こっているのではないか。このような点について、我々の問題意識を持っているところでございます。

また、先ほど、経営発達支援計画に関して、都道府県や市町村の関与が法律上、明確にないといったところについて、しっかりと考えていく必要があるのではないか。また、先ほど黒い人と言っていたのですけれども、地域のコミュニティーの有する公共的価値の支え手として、商工会・商工会議所の事業活動に関して、市町村による支援といったものをもう少し考えていけないのだろうか。このあたりを論点として挙げさせていただいております。

最後のページに、参考で入れさせていただいております。中小企業庁関連法律、ほかの法律は自治体との関係がどうなっているかということを見取り図にしてみたものなのですが、事業者が計画策定をして、国が認定をするというのが大体の基本形でございますが、その中に都道府県が入ったり、入らなかったり、市町村が入ったり、入らなかったりと、それぞれの法律ごとに違う姿を持っている。左から3番目が今、お話ししていた小規模事業者支援法でございますが、国と商工会・商工会議所が直結している中で、都道府県や市町村を位置づけていくことによって、ほかの法律における都道府県や市町村の位置づけとの連携もできないかということを考えているところでございます。

長くなってしまいましたが、以上で事務局からの説明は終わります。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

続いて、支援機関であります日本商工会議所より説明をお願いいたします。

○久貝様 日本商工会議所の久貝と申します。本日は、小規模企業支援における商工会議所と地方自治体との連携状況、課題ということで、私の方から全国の情報をご説明いたします。後ほど、西村委員の方から、地元である大阪の状況を説明することにさせていただきます。

まず、1ページでございますけれども、商工会議所の概要等でございます。明治11年に設立されたのを皮切りにしております。今、全国で515ございます各商工会議所における中小企業の会員数が125万という状況でございます。

商工会議所のミッションということで、そこにございますように「中小企業の活力強化」と「地域経済の活性化」が2大ミッションとなっております。これは自治体の示す方向と共通であると認識しております。

また、小規模支援法が制定された後、会員、非会員を問わず、地域の小規模企業の経営支援を実施しているということでもあります。

2 ページからは、小規模企業が直面する課題ということでございます。図表①にございますように、総じて景気は緩やかに改善しておりますけれども、その中で、人手不足が年々深刻化しておるとというのが参考②でございます。「不足している」と回答した割合が2015年から毎年5%ぐらいずつ増えておりまして、2018年は65%の企業が不足しているとのことであります。

それから③は、そういうことで賃上げをせざるを得ないということで、今、6割の中小企業が賃上げをしている状況でございます。

そうした中でも、利益を逼迫させる要因がございまして、参考④にございますように、価格の転嫁という点では、非常に難航しておるという数字がそこに出ております。

3 ページは地域経済における課題ということで、こちらのほうも深刻でございます。参考①でありますように、小規模事業者は5年間で40万者減少しているという状況。それから、参考②では開業率を都道府県ごとで示しておりますけれども、地方におきましては開業率が非常に伸び悩んでおるといのが見て伺えるかと思えます。大企業承継時代と言われております。

もう一つ大きな問題は、人口流出ということでありまして、参考③でございますけれども、各経済圏から東京圏への流入超が続いておって、最近でも12万の流入ということで、これは地方において人口がどんどん流出していることに歯止めがかからないという状況で、地方は非常に危機感を持っておるとい状況であります。

そういう中で、4 ページでございますけれども、小規模企業・地域経済の課題に対応する商工会議所と地方自治体との連携ということでありまして、商工会議所自身の取り組みに加えまして、課題を共通にしております地方自治体（都道府県・市町村）との連携が不可欠だと考えております。

今の具体的な連携の状況が4 ページの（1）から（5）でございます。一番大きなものは小規模企業の経営支援ということで、（1）のところでございます。これにつきまして、後で簡単に触れさせていただきます。

5 ページが小規模企業の経営支援ということでありまして、具体的には、これは都道府県からの補助をいただいているということですが、大きな仕事、主要な仕事はそこにありますように創業、事業承継、販路開拓に関する支援や、金融支援としてマル経の支援があります。マル経は、民間のほうでなかなか貸してもらえないようなケースに、公的金融機関の融資の推薦をするという事業でございます。それから、⑤が消費税の軽減税率対応、⑥は先ほど長官のほうからもお話しがございましたけれども、被災地の事業者の復旧・復興支援ということをやっております。

このように経営改善普及事業ということでございますけれども、その実績が右下の水色の囲みにあるように、全国の各商工会議所の窓口の中で、経営指導に対応する者は5,000人強、相談指導案件が年間で大体165万件、また集団指導といったセミナー等の開催ということでも1万件以上、30万弱の方にご参加いただいている状況でございます。

6 ページは、地方自治体が策定する各種事業への商工会議所の関与・協力ということでございますけれども、政府ではまち・ひと・しごとの総合政策ということで、2015年から各自治体に対して地方版総合戦略というものをつくるようにという法律上の建前になっております。このような地方版の経済戦略をつくるというときに、商工会議所がその策定に参画をさせていただいているというものでございます。①にあるように、今、284の会議所にそういう協力をさせていただいている。また、②では小規模企業の振興条例ということで、各市町村の自治体が条例をつくるときに、そういう条例をつくることの働きかけとか、あるいはその条例に書かれているものを執行するという点で、商工会議所が市町村と連携をしているということをご紹介しております。

7 ページが、逆に商工会議所が策定する計画に対して、地方自治体が関与・協力するという例でございます。

これは経営発達支援計画というものでございまして、計画策定時に地方自治体に相談あるいは計画の方針の確認などを、自治体と連携をとりながらやっているということが書いてございます。

8 ページが（４）地方自治体の経営相談窓口ということでございます。これにつきましても、このごろは経営相談窓口の共同運営や連携もやっておるところであります。事例の左側にありますのが三島商工会議所の「M-ステ」というものでして、経営相談の窓口を市と一体で運営している例でございます。

右側は京都商工会議所の例ですけれども、京都市と組んでおりまして、むしろ前は京都市自身が経営相談をやっておったのですけれども、効率的にやろうということで、その体制を全て商工会議所に移管したということで、効率的に運営するようになったという事例でございます。

また、（５）として地域活動、地域活性化イベントでの連携ということでございます。これは、特にお祭りなどになりますと、事例も書いてございますけれども、商工会議所に対して人手の問題もあります。市役所のほうからも、協力してほしいという要請や期待が非常に強いと聞いております。これはお祭り等の例で、熊谷の例などがございます。こういうお祭りへのアレンジとあわせまして、ここには書いてございませんけれども、最近はいわゆる婚活の例が大変多いということで、全国で約150ぐらいの会議所がやっております。大きいものと、男女合わせて大体500人ずつ参加されるということもございます。そうすると、準備から当日にかけて大変な作業で、土日出勤で対応しております。そのようなことも非常に大きな地域コミュニティの維持とか、あるいはもうちょっと言いますと人口流出への懸念からやっておるわけで、非常に真剣にやっておるということでございます。

9 ページ以降につきましては、商工会議所が先ほど申しあげました特に小規模企業の経営支援に関しまして、いろいろな事例がございましたので、それをここでリストアップさせていただきますということでございます。

簡単にご紹介だけさせていただきますと、まず一番重要なのは9ページの創業関係でございますけれども、先ほど申しましたように、事業者数が減少している。それから、地方においては人口がどんどん流出しているということで、これは大変危機感が強い。自治体と商工会議所は全く同じ認識を持っているということでございます。

今、特に例でございますのは「群馬イノベーションアワード」ということでありまして、当日はもう知事も市長も、それから銀行のトップもメディアも全部来て、みんなでイノベーション、創業をサポートする。それから、受賞した方には非常に大きなメリットを与えて、販路が拡大するようにPRする。一体でやっているような例がございましたので、ここにご紹介をさせていただきました。

他には「創業クラブ」をつくる佐世保の例とか、10ページでございますけれども、クラウドファンディングを使って新事業を展開しているというのは大阪の豊中の例です。

11ページ、その次の大きな事業としては事業承継ということでございます。これは、特に税のほうにつきましては、新事業承継をサポートしていただく税が今年からスタートしております。大変感謝しております。

しかし、依然として後継者がいないという中小企業は多いと思いますので、こういうこととなりますと第三者あるいはM&Aの承継ということが重要になってきます。そういうことで、静岡商工会議所におきましては、非常に早くから「事業引き継ぎ支援センター」の事務局を受託したり、あるいは県の事務局として「事業承継ネットワーク」を受託したりということで、熱心に対応しております。「事業引き継ぎ支援センター」の相談件数は昨年12月までに1,464件、M&Aの成約件数が116件ということで、大変大きな数字になっているということでございます。

あるいは、真ん中の例は上田・佐久・小諸の商工会議所が連携しまして事業引き継ぎ支援をやるということで、どうしても引き継ぎたいという人が少ないので、より広いエリアにこれを求めようということで、商工会議所間で連携をしております。こういう場合に当然、市のほうもこれをサポートしていただくことになってございます。

12ページは、農産物中心の地元の資源を生かした新商品開発に取り組んでいる例でございます。左側が北海道の恵庭の例でございます。地産のカボチャを活用したいろいろな特産品をつくって、これを売り出すということでございます。恵庭の「かぼちゃプリン」ということで、商工会議所が販売をしておりますけれども、これは恵庭の名前がついているということで、市長は至る所でPRしていただいております。

あるいは、熊本八代の「晩白柚」を使った新しい食材等の開発等もここに挙げさせていただきます。

13ページが地域産業の再生ということでございまして、左側は大変有名な例ですけれども、燕商工会議所の取り組みでございます。燕は洋食器が大変有名ですが、その研磨事業が廃業の一手手前というところまで疲弊していたところ、地元の商工会議所の方が頑張られまして、共同受注組織として、「磨き屋シンジケート」をつくりました。これで県外

からの受注がかなり増えまして、今はその商品も非常に多角化いたしまして、ステンレスのタンブラーの研磨売り上げが年間約3億円まで上がったとか、あるいはもっと大きいのは、後継者が8社ぐらい出てきたということでございまして、これに対しまして自治体のほうも人材育成の支援あるいはふるさと納税の返礼品という形でサポートしていただいているという状況でございます。

真ん中の下諏訪の例も、共同受注ネットワークをつくったという例でございます。

14ページは観光の関係でございます。観光は大変需要が伸びておりますので、各自治体でも熱心に取り組んでいるところが増えてきているかと思えます。この点でも、商工会議所と自治体は全く一致しておるということでございます。

ここには、いわゆるDMOということでございまして、高山のDMOあるいは気仙沼の観光推進機構、さらに、右側には、海女文化の活用ということで、鳥羽商工会議所でインバウンド協議会をつくっているということでございます。

このようなことを言いますと、もう地方が一体となって取り組んでいる一つの典型例ということでご紹介できるかと思えます。

16ページがまちづくりの関係でございます。ここでは左側の「フラノマルシェ」をご紹介したいと思います。富良野も観光地ではありますが、町中の中心市街地には集客施設がなかったため、ここに大きな商業施設をつくるということで富良野の会頭が自らまちづくり会社の会長になりまして、個人的に保証を引き受けて事業化を進めている。非常に事業がうまく進みまして、いいことは、要するにその地価が上がったということでございまして、こうなると市の固定資産税の収入も増えるということでもあります。

最後に、事例の関係でご紹介したいのは、19ページの災害時のセーフティネット機能ということでございます。商工会議所の経営指導員を被災地に応援派遣ということで、典型例は2016年の熊本地震の時でございます。全国から商工会議所の経営指導員が熊本の地に参りまして、被災された小規模事業者のサポートをいたしました。特に重要なのは、事業の再開ということでございまして、それに対しての様々な支援をしたということでございます。

右側は「遊休機械マッチング」ということで、東日本大震災のときに、まさに全国のネットワークを活用しまして、経営指導員等が仲介し、全国各地の事業者が持っている遊休の機械を東北の被災した事業者提供いたしまして、事業再開ができたという例でございます。全国448の事業所から提供を受けまして、3,266件のマッチングが成立し、機械が無償で提供されたという例でございます。

最後に、このような状況の中、多彩な活動を各地の会議所はしているわけですが、小規模企業支援の強化に向けた課題ということで、21ページでございます。最大の問題は、経営指導員等のマンパワー不足の解消、支援体制の強化ということでございます。左側には、予算・人員は三位一体改革後、減少しているということが数字から見てとれると思えます。また、右側では、先ほど西垣課長からご紹介もいただきました

けれども、経営課題、政策が多様化して、業務が増えているという現実もございます。経営発達支援事業はもちろんのこと、21ページ下でございますように、最近では人手不足対応あるいはキャリア教育、健康経営といったことも、数多くの会議所が担当しているという現状があるということでございます。そういうことで、経営指導員が大変多忙になっているということが大きな課題の1つ目でございます。

その次が、課題2ということで、地方自治体との連携の強化が大変重要だということを書いてございます。

そういうことで、私どもの意見が22ページでございます。都道府県との連携に関する意見がございますけれども、経営指導員というのは、小規模企業にとっては、様々な経営の課題や悩みを相談できる最も身近な相手だということでありまして、今の状況では数が減っておりますので、対応するのに大変困難な状況にあるということで、支援体制の強化がここに書いてある1番目でございます。

そこにありますように、自治体が難しいのであれば、国による地方交付税の拡充もお願いしたいと考えておりますし、また、都道府県が裁量を持っているということでもありますので、都道府県が小規模企業の支援あるいは商工会議所の支援体制強化に取り組むということ、何らかの制度、法律で規定することも一案ではないかと思っております。

また、市町村との連携につきましては当然、連携・協力が必要だという前提でございます。地域に応じて色々なニーズがございますので、これに対する協力を今後ともやるべきだと思います。例えば、自治体のお祭りやイベント等の機会を活用した経営支援事業への協力等を後押しするような計画や制度を、つくっていただけないかということでございます。

長くなりましたが、以上、ご報告申し上げます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

同じく支援機関の全国商工会連合会よりご説明をお願いいたします。

○森委員 全国商工会連合会会長の森でございます。よろしく願いいたします。

まずは、このたびの西日本豪雨で犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

被災した地域のうち、例えば倉敷市内の真備町は商工会地区であります。商工会館の本所が水没してしまい、現在、船穂支所に窓口を設置し、事業者支援に当たっておりますが、まだ混乱しているようであります。一刻も早い復旧と地域の復興に向けて、商工会組織が一丸となって対応していく所存です。皆様方におかれましても、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は私どもが発表させていただく場を設けていただきまして、厚く御礼を申し上げます。私は、地元は鹿児島県鹿屋市輝北町でございます。建設業、旅館業、畜産業な

どを営んでおります。

現在、私は県連を巡回訪問し、県連会長、幹部の皆様と膝詰めでお話を伺い、現状と課題、そして今後の商工会のあり方について対話を始めております。今日は、各地から寄せられました声を参考に、小規模事業者を支援する商工会の立場から発表させていただきます。

まず、資料の1ページをご覧ください。私ども商工会の組織についてですが、地域の中小小規模事業者が集まっている団体、つまり地域総合経済団体でございます。会員数は全国で約82万、そのうち小規模企業は72万であります。全国各地に1,653の商工会があり、各県に都道府県商工会連合会、そして全国団体として全国商工会連合会があります。

主な事業は、中小小規模企業に対する経営支援と、地域経済活性化のための地域振興事業の2本柱となっております。各商工会には、小規模事業者から寄せられる経営相談に対応する経営指導員が全国に約4,000名おりまして、経営革新や税務・金融・労働などの経営全般にわたる相談を受けております。

3ページをお開きください。平成28年度の相談対応件数は285万件、経営指導員1人当たりで換算しますと、年間約700件となっております。商工会の相談対応の特徴は「行きます 聞きます 提案します」のスローガンのもと、小規模事業者のところに訪問し、一緒に寄り添い、まさに伴走型で支援をしているところであります。年間700件の相談件数のうち、約400件が巡回訪問による経営支援となっております。

本委員会では、次期小規模企業振興基本計画の策定に向けて議論を行うこととなっておりますが、まず、現在の小規模企業振興基本計画のもとでの商工会の活動について、振り返りをしたいと思います。

4ページをお開きください。商工会が地区内の小規模事業者を支援する計画であります経営発達支援計画の認定状況は、これまで5回の認定で1,224商工会が認定を受けており、全体の約7割以上が認定にこぎつけております。認定の有無に関わらず、商工会は経営発達支援事業に取り組むこととなっておりますが、その成果につきましては、平成28年度の実施状況調査の結果をご説明いたします。

5ページをお開きください。現在の基本計画に記載されている重点施策のうち、一丁目一番地でありますビジネスプランに基づく経営の促進、つまり事業計画の策定と実行についてであります。

④の事業計画策定事業者数は、1商工会当たり19.3件、平成26年度が6.4件ですので、3倍増となりました。そして、計画策定後のフォローアップにつきましては、⑥のフォローアップ述べ回数は1商工会当たり56.6件となっており、平成26年度と比べて4倍強となっております。

また、⑤-2のフォローアップにより売上高が増加した事業者数、⑤-3の粗利が増加した事業者数ともに、3倍強の伸び率となっております。

事業計画の策定には、その前段階で経営状況分析が必要となります。③と④の欄ですが、

平成26年度は1商工会当たりの経営状況分析事業者数が19件で、計画策定まで支援したものが6.4件、約3件に1件が経営分析から計画策定へつながっております。それが平成28年度には、経営分析が34.8件、計画策定が19.3件と、支援件数が大幅に伸びているとともに、半数以上が計画策定まで支援するようになりました。

また、重点施策にある事業開拓に向けた支援については、⑨の販路開拓支援事業者数が9.1件、そして⑩の新たな事業を開拓した事業者は4.4件と、4倍強の伸び率となっております。

以上のとおり、平成26年の小規模企業振興基本計画策定後、着実に支援の質を向上させ、成果があらわれてきております。

しかしながら、一方で課題も明らかになってきました。6ページをご覧ください。1つ目は、業務量が増加する一方で、支援に当たる職員の増員が図れないことであります。経営計画、事業計画の策定は事業者と対話を重ねて進めていくため、当然のことながら時間がかかるものであります。事業者にとっては、今後の経営方針を定めるわけですので、非常に重い経営判断をするわけでありまして、別の事業者の計画をコピーするような簡単なことではありません。

そして、策定した事業計画を実行するため、中小企業庁では、持続化補助金やものづくり補助金の小規模枠の設定など、小規模事業者に役立つ施策を矢継ぎ早に講じていただいているわけですが、その申請書作成支援、支出経費のチェック、実績報告など、補助金の事務になれていない事業者の支援業務なども、職員に負荷がかかっております。

一方で、商工会の経営指導員、それを補佐する経営支援員は、都道府県の財政から人件費が補助されており、補助要綱等において小規模事業者数に応じた設置定数が定められており、容易に増員がかなわない仕組みになっております。

私どもが6月に実施した調査では、平成26年度と比べて82.7%が業務量が増加したと回答しております。

8ページをご覧ください。2点目は、支援のIT化などの効率的なサポート、見える化がおくれていることと、職員の能力向上であります。容易に増員できない状況下では、現有戦力でいかにパフォーマンスを上げていくかが優先課題となりますが、そのためには各種データを活用したり、より優位なデータを収集したりするなどの支援のIT化を図り、効率的な支援活動が必要だと考えます。

特に商工会地区は、主に町村部ですので、事業者のもとに移動するだけでも時間がかかります。ですので、データの整備、活用による効率的な支援は極めて重要なテーマであります。

人材の育成についてですが、経営支援活動は事業者と対話をしながら進めますので、豊富な知識とコミュニケーション能力を含めた高度なスキルが必要となります。全国連では、内部資格制度を運用したり、国の補助でスーパーバイザー制度を実施し、ベテランによるOJTなどの教育制度を実施するなどの取り組みを進め、支援能力の底上げを図っていると

ころであります。

しかし、能力向上には経験を積むことも必要ですので、必ずしもスピードに追いついているとは言いがたい状況であります。引き続き、能力向上に向けた取り組みを強化していきたいと思っております。

3つ目の課題は、事業推進のための予算が十分かつ計画的に措置されていないことでもあります。商工会の経営支援は、小規模事業者が気軽に相談できサポートするものですので、契約に基づき報酬を得る、いわゆる民間コンサルティングとは異なる部分があります。一定の受益者負担を求めるものもありますが、基本的には国、都道府県、市町村からの予算措置で実施しております。その予算が十分でない場合、経営発達支援計画の遂行に支障が出ることとなり、計画達成を十分に果たすことができなくなってしまいます。

また、小規模事業者の事業計画に基づく販路開拓を支援する持続化補助金についても、年度ごとに予算額が上下したり、募集の時期が限られるなど、計画どおりの支援の実施ができないといった声も聞かれています。

4つ目は、国の方針（計画）が市町村の商工行政部署まで十分浸透していないことでもあります。各地を巡回すると、小規模企業政策について、県の職員は理解しているが、町村部まで行くと十分に理解されていないとの声を聞きます。折角、国が施策を用意し、小規模企業振興を図っても、市町村まで理解されなければ地域経済が活性化しません。我々自身も情報発信、アピールが十分でなかったと反省しておりますが、ここはタグを組んで、市町村まで小規模企業振興が浸透するよう努めてまいりたいと思います。

以上が、これまでの計画の振り返りでありましたが、今後を見据えてどうすべきかについて、意見を述べたいと思います。

9ページをお開きください。商工会地区は、今後ますます人口減少、少子高齢化が進むものと推測されます。この人口減少、少子化による地域経済社会は極めて大きく、加えて消費税の税率引き上げ及び軽減税率制度の導入、働き方改革、生産性向上、事業承継支援、新たな販路としての海外市場、インバウンド消費など、新たに対応しなければならない課題もあります。このような状況で今後、小規模企業を支援する、そして地域経済を支える商工会はどうあるべきか、現在、全国連でも鋭意検討を進めております。これから議論を詰めていきますが、現在、私どもが考えている骨子を本日お示ししたいと思います。

11ページをお開きください。商工会は地域の経済、地域の生活とは切っても切れない地域密着が一番の強みであります。したがって、地域経済団体であり支援機関である商工会は、自立した地域経済を確立する牽引者であり続けることがミッションであると考えています。具体的に4つの視点からこのミッションを遂行したいと考えております。

1つ目は、地域で仕事をつくることです。地域の外から、人を含めた資金を呼び込む、地域の中で資金を循環させるビジネスモデルの構築を進めることでもあります。例えば、商工会地区には地域資源が数多くあります。例えば、一次産品は地域の特性が色濃く反映されるものであります。したがって、JAや漁協などと連携し、一次産品を加工し、付加価値

を高め、ファンをつくっていく活動です。地元鹿児島では、既に農協・漁協と連携を始めておりますが、去る平成29年5月には、全国レベルで農林漁業と商工業の連携を通じた地方創生の推進に関する協定を締結しました。これを、さらに一步、具体的な取り組みを進め、成果を上げていくことであります。

また、観光資源がある地域では、観光協会と連携するとか、海外販路を開拓する商社と連携するなどして、地域としてのブランド化を推進していきます。

他方、地域内で資金を循環させる仕組みとして、買い物弱者対策など、地元の事業者が連携して経済循環を確立し、地域課題解決を図っていくことであります。大分県の佐伯市番匠商工会では、県と協働でドローンを活用した買い物弱者支援の実証実験を始めるなど、新たな取り組みを始めているところであります。

2点目は、売上・利益をつくることであります。経営発達支援計画の中心となっております個社対策を継続強化し、経営計画、事業計画に基づく経営を促進し、しっかりと売上利益を確保しているよう支援することであります。

また、経営発達支援計画の着実な実行と成果を生み出すため、支援の見える化を図り、PDCAサイクルを確立していくことが引き続き重要であると考えます。

3点目は、人をつくることであります。商工会の内部組織として、青年部という若手経営者、後継者のグループがあります。彼らに対する経営の勉強や経営者、後継者同士の交流などを進め、地域のリーダーとして活躍を促していくことであります。

また、職員の人材育成も不可欠であります。知識のみならず、コミュニケーション能力、コーディネート力を一層高めるため、スーパーバイザー制度による実践的なOJTの推進、人事交流の一層の推進、支援事例の共有など、これまでの取り組みを参照しながら進めてまいります。

最後は、地域を守るです。商工会は、小規模事業者にとって生活の場であり生計の場である地域をしっかりと守り抜かなければなりません。このたびの豪雨災害のように、天災がいつ起こるかわかりませんので、その備えとしてのBCPの浸透やリスクマネジメント支援、商工会組織内の相互扶助を図ることであります。

平成29年6月に、私の鹿児島がある九州ブロックの商工会連合会では、熊本地震の教訓を踏まえ、日本公庫、沖縄公庫も含めた災害関連協定を締結しました。翌月に発生した九州北部豪雨災害では、いち早く日本公庫と連携し、金融相談に当たるとともに、商工会青年部が率先して物資供給を行うなど、既に連携協定の成果もあらわれております。

以上、4点ほど申し上げましたが、最後にこれらの実現のための前提について申し上げます。

まず、事業推進のための小規模企業対策予算の大幅な拡充と、長期で安定的な財源の確保が必要となります。現場の商工会がしっかりと腰を据えて経営発達支援計画を実施し、より一層の成果を生み出すためには、財源的裏づけが不可欠となるからであります。

次に、地方交付税について、その増額と自治体への着実な執行を促す仕組みへの見直し

を図ることあります。自立した地域経済の確立のため、一層高度化、複雑化した業務の追加などやるべきことはたくさんありますが、それを推進する職員が質も数も足りません。しっかりとした措置が必要であります。

なお、本日お配りの資料には幾つか事例を紹介させていただいておりますが、時間の都合上、説明は省略させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。

以上をもちまして、私の発表とさせていただきます。ありがとうございました。

○寺岡委員長 ありがとうございました。

続いて、メンバーシップ型の支援として、自治体が積極的に事業に関与している事例の紹介であります。かわかみらいふよりご説明をお願いいたします。

○竹内様 皆さん、こんにちは。一般社団法人かわかみらいふの竹内といいます。どうぞよろしくお願いします。

どうも住民と事業所と民間企業が連携して変わったことをやっているぞという話題を、中小企業庁にキャッチされてしまいまして、私は奈良県の川上村からここに来ております。

がらっと話題が、日々の暮らしという小さな小さな取り組みになるのですけれども、住民の暮らし支援の取り組みを発表させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

1 ページをご覧ください。私の住む奈良県の川上村です。奈良といえば、皆さん修学旅行に行ったなというイメージですかね。川上村といえば長野県の川上村のレタスとか、そういうイメージが強いと思います。

川上村は、面積がちょうど千葉県千葉市と同じぐらい広いです。千葉市は6つの行政区で97万都市なのですけれども、川上村は全部で1,313人ということで、非常に小さな村です。

そんな村ですけれども、実は最近すごく有名になりまして、2045年の人口推計で、人口の減少率が全国でナンバーワンという余りめでたくない話題で有名になったのですけれども、今後、何も手を打たなければ、最も人口の減少率が激しい自治体という意味です。そんな村なのですが、2ページをご覧ください。既に生鮮食料品店が全て閉店してしまっています。もちろんコンビニエンスストアもない村です。

平成28年、今から2年前に一般社団法人かわかみらいふを設立して、村民15名を雇用させていただいて、移動スーパー事業、運送業、ガソリンスタンド、コミュニティーカフェ、保険事業などを展開しております。年商は約1億5,000万円あります。

売上げが大事ではなくて、弊社がなければこの1億5,000万円が全て村外に使われていたというところで、この1億5,000万の価値があるのではないかと私は思います。村民のお財布から地域内経済循環が生まれたというところに意義があります。

続いて、3ページをご覧ください。住民が少なくなって、商店の売上げが減る。売上げが減って、商店が閉店する。そして不便になって、住民がいなくなる。私はこの負の

スパイラルを断ち切りたくて、また、都市部へ流れている何十億円の一部だけでも村内に取り戻したくて、事業展開をさせていただいております。

右の青い点線の中をご覧ください。事業の趣旨といいますか事業の流れなのですけれども、これを1,313人の村民全てが理解されていて、村のおばあちゃんが週末に娘と一緒に町のイオンスーパーに買い物に行く。ただ、このしょうゆ1本とお米の5キロはここで買わないで、村に帰ってからかわかみらいふの移動スーパーで買おう。買い物と一緒に行って、運転していたおじさんは、セルフのガソリンスタンドのほうが2円安いけれども、どうせ村に帰るのだから、村のガソリンスタンドで給油しようと。村民全てでこの意識が醸成されている。それは非常に大きなことかなと思います。

弊社の組織体制につきましても、資料は下のほうで見にくいのですけれども、いわゆる第三セクターとか財団法人ではなくて、一般社団法人というのは志を持った人の集まりという組織なのですけれども、理事長は村民、理事には村内で事業展開をしている村外の事業者で、地元の金融機関、県庁なども組織として入っております。

ビジネススキームのほうは後ほどじっくりと見てほしいのですけれども、特徴は、移動スーパーは実は仕入れをしていないのです。今、いろいろな地方で移動スーパーは必要とされているのですけれども、あれは個人事業主として、全て仕入れて、売ってこなれば赤字です。ただ、うちの場合は地元のスーパーと協業をさせていただいて、販売の代行ですので、移動スーパーで村内に売りに行かせていただいて、いわゆる売れ残った商品は店舗に返して、半額の特売シールを貼って売るといような感じです。

スーパーのメリットは、人件費もかけずに、車の経費もかけずに、年間3,500万ぐらい売り上げてきてくれる。かわかみらいふのメリットとしては、そこで雇用が生まれて、食べ物のお買い物の支援につながるという移動スーパーのビジネススキームだけ今、紹介をさせていただきました。

続いて、4ページをご覧ください。そもそもなんでこんな事業をすることになったのかということなのですけれども、きっかけは5年前までさかのぼります。川上村は、早くから移住の施策や都市部からの若者誘致に取り組んでいましたけれども、役場の若手職員の勉強会で、移住もいいけれども、村に住んでいる住民の暮らしは充実しているのかと。不安さや不便さや人口減になっているのではないかと。

さらに、消滅自治体と呼ばれていますけれども、自治体が消滅するのではなくて、商店や事業所、誇れる技術や伝統文化、あそこのお店の味とか人の魅力が消滅するのではないかというもやもや感が職場内で出まして、そうだ地域に向いて、もう一回自分たちの足元を見つめ直してみよう、調べ直してみようということで行動へ移って行きました。

5ページをご覧ください。まずは人口分析から取り組みました。私たちは進学や就職のときに、家族とともに転出しているから人口が減少していると思っていたのです。ただ、ちょうど真ん中の緑色の枠を見ていただいたら、その理由もあったのですけれども、そうではなくて、実は65歳以上の高齢者の転出が大多数でした。調べてみたら、村にいたら

食べることも火の始末も近所に迷惑をかけるのではないかという理由から、町場に住む息子とか娘からの呼び寄せによる転出が多かったのです。

26ある集落の実態も調査しました。これは右側になるのですけれども、高齢者とかひとり暮らしの世帯数を調べたのではないのです。その地域で、お宮さんとかお寺の世話役をする人、またお盆の大掃除とか元気で働ける人材がどれだけいるのかを調べました。

結局、経済活動も地域活動も、喫緊の課題はそれを支える人材の確保であったということです。

さらに、経済分析も詳しく調べました。6ページをご覧ください。田舎は仕事がない。仕事がないから、若い人は町へ出るということをよく言われていました。その現実を徹底的に調べたのですけれども、真ん中の円グラフをご覧ください。①で622人と書いています。これは全村のうち仕事をしている人口です。この①662人の勤め先はどこか調べましたら、何と②452人が村内で働いていたのです。村外へ働きに出ている人はわずか26%。村内で勤めている452人の仕事も調べました。土木業や喫茶店、クリーニング屋さん、自動車修理店。川上村の基幹産業は吉野杉で有名な林業だと思っていたのですけれども、村民の生活を支えるサービスとか小売こそがいわゆる基幹産業であり、大切な雇用の場である。これ以上なくすわけにはいかないということに気づきました。

右側の円グラフをご覧ください。③の739人は、村の中で働いている労働者の数です。先ほど622人で、今、言った村で働いている人が739人。村に仕事があるから、村外から勤めに来る人のほうが多かった。これも驚きました。

7ページをご覧ください。これ以上、商店やサービス業を廃業させるわけにはいかないということで、全事業所へヒアリングに行きました。

⑦を見てください。後継者についても聞いたのですけれども、実際、⑦のように自分の代や、数年で廃業を考えている事業所も約半数ありました。もうやめるからいいのだという事業所にこそ、もうちょっと頑張ってください。一緒に考えたらいい知恵が出るよということで、事業支援も始めました。

私たちの世代でもそうなのですけれども、初めは頼まれても、もういいよと言うのですけれども、そのようなことを言わないで一緒に頑張れる方法を考えようと二度、三度言えば、竹内がそう言うのであればということで、寝た子を起こすとかやる気にさせるではないのですけれども、それが一人一人の生きがいづくりとか役割づくりにつながっていくのではないかということで、改めて私たちも気づきました。

10ページをご覧ください。弊社の継業第1号がこのガソリンスタンドです。昨年3月に高齢により村唯一のガソリンスタンドが廃業しました。弊社はいち早く手を挙げて、継業に着手したのですけれども、設備や施設は前経営者から全て寄附を受けました。

真ん中の赤いジャンパーを着ている人は社長夫人ですけれども、この社長夫人を弊社で雇用してもらいました。目的は、前経営者や固定客との縁を継続させるということで、今は黒字で経営をさせてもらっていますけれども、こういう住民との関わりや議会への意

識共有という意思形成も大切で、私は安いところで、隣町でガソリンを入れるから大丈夫、関係ないではなくて、車を運転できない人の灯油をどうするのかとか、作業現場のユンボの軽油はどうなのかとか、あつてはいけませんけれども災害時の燃料確保はどうするのかとか、もちろん川上村役場にガソリンスタンドの担当課はないのですけれども、行政も村民もこれは残さなければいけないお店だ、サービスだ、防災拠点だということに気づいております。この継業には、経産省にも何回も相談に乗っていただきました。

最後、12ページをご覧ください。弊社の事業は小学校でも事業として取り入れていきます。この学んだことを、親御さんや村民の前で子供たちが発表します。

こういう弊社の取り組みは、まだまだ評価されるものではなくて、5年後、10年後に例えば医療費が下がったとか、子供の学力が向上したとか、村民所得が上がったという形で数値化されて、そのときに初めて評価されるのではないかと。事業継承というのは、どこから手をつけていいものか、誰と相談したらいいのか悩むところなのですけれども、例えばこの味と技術、売り上げと顧客を全て伝授しますので経営しませんかとか、この地域にはパン屋もないし鍼灸院もないので、今、来たら独占企業ですよとか、地域運営組織が人材派遣とか仕事の紹介をしてもおもしろいのではないかと。

実際、第一線を退いた技術や知恵を持っている方、弊社といわゆる村のシルバー人材センターとがこれから合流して、そういう人たちの生きがいづくりとか役割づくりとかも取り組んでいきたいと思っています。

早口でしゃべってしまいまして、申しわけありません。以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

ちなみに、最後に小学生がいますけれども、小学生は何人ぐらいおられますか。

○竹内様 小学生は26人です。

○寺岡委員長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、自由討議に入る前に、今回、支援機関と自治体の関係というテーマですので、まずはテーマに関連する委員から先にコメントをいただきたいと思います。

発言については、恐縮ですが、時間の関係もありますので、お一人3分ということをお願いをしたいと思っております。お時間が近くなりましたらメモを入れさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局資料のメンバーシップである商工会・商工会議所外部支援型である経営指導員と接している自治体の立場から、まず富田委員からコメントをお願いいたします。

○富田委員 ありがとうございます。神奈川県湯河原町長の富田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

災害の関係は皆さん、本当に心を痛めています。余談ですけれども、私どもは広島県三原市と40年以上の関係がございます。今、給水車と人員派遣の段取りをして、今日の夕方、向かう準備が整ったところでございます。多くの方々にお見舞い申し上げたいと思います。

今回、自治体の中でも極めて基礎自治体、町村という立場で発言させていただくわけがありますけれども、私も実は商工会青年部の経験がございますので、どうしても自分の主観というか、各方のそういった流れも入ってしまうと思いますけれども、商工会そのものの役割、会議所は別といたしまして、商工会に限ってという形になりますけれども、先ほどの資料2の6ページであったでしょうか。まさに商工会そのものの地域での役割につきましては、本来の経営指導はもちろんでありますけれども、もう一方の部分の地域コミュニティの中心であり、その歴史は極めて長いということでもあります。

したがって、商工会の存在は、数字以外の地域に対する影響力はこれまでも変わることなく、また、あえて必要ではないかと考えているところでもございます。

その一方で、私は決して商工会を否定するつもりは全くないのですけれども、先ほど、連合の会長が、商工会の今後の取り組みの問題の中にも、能力の向上ということも自覚をされながら経営指導員のこういったお話もされているので、この部分については、指導員の方々がどうかということではないのですけれども、これまでの歴史から見てもこういった状況になってしまったのではないかと。極めて小さな地方の商工会であります。どうしても人的な交流も少ないですし、また、少し古い話ですけれども、やれIT革命と言われて30年も経とうとしているわけですが、情報そのものが、商工会を経由しなくても、いろいろな企業者で構成されているいわゆる協同組合を経由しなくてもたくさん入ってきて、またいろいろなアイデアも全て個人でとれるといった状況もあります。この辺についての経緯もありますので、そのような中で一つお願いできるのか、この計画の中にあるのか、今、言った地域のコミュニティとしてのあり方は残してほしいのですけれども、もう一方では、経営指導員についてももう少し広域的な、例えば商工会のつながりにおいてそういった政策を進める。こういったものに県が基本的にインセンティブを与えるとか、幾つかの商工会が近隣でまとまって、特に先ほども出ております人材不足についても極めて深刻な問題で、全国町村会におきましても、毎月出ている『町村週報』で偶然、小規模企業者の白書が出ている中で、人手不足については、閣議決定された白書の中でもそういった分析がされて、成功事例もありますけれども、帝国データバンクが最近出した情報でも、1万社に対してのアンケートで、3年連続で人手不足で倒産をしている。多分このしわ寄せは、さらに小さな企業に深刻な状況になっていくと思いますので、人手不足や経営指導員のスキルアップについては、商工会の統合というのは難しいと思いますので、何かこういった分野の主体的な連携をとるような仕組みは今後、必要ではないかと思っています。

町としての役目は、いろいろなものに対しての地域内循環のための補助をしたりとか、いろいろなことはしておりますけれども、基本的にはイベントの補助や、事業としては法

律相談みたいなものを当方ではやっております。そういった中で商工会との連携をとっておりますので、ぜひその辺の、もう少し広域的な何かの取り組みの中で、非常に厳しい状況に向かっていく。この辺の出口みたいなものが事業者の方々に提供できるような仕組みを考えていただければと思います。

希望的な話になってしまったのですが、末端の状況をお伝えさせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

続きまして、地域の中でも商店街ということで、そのエリア内のメンバーシップ型であります商店街について、増田委員からコメントをよろしく願いいたします。

○増田委員 全国商店街振興組合連合会の理事長をしております増田といいます。また、静岡県のほうの理事長をさせていただいたり、富士宮市という小さな商店街の固まりであります富士宮市商店街連盟の会長などをしておりまして、商店街のことならと言われてはおりますが、自分のことを振り返りますと、なかなか大変な時期に来ているなと思っているのが現状です。

実は、商店街振興組合の組織、それから中小企業団体中央会の組織も、商工会議所連合会の組織も、全てに関わりを持って、今日まで15年くらいの間やってきましたので、本当に三者の支援団体が一緒になっていかないと、これからばらばらで支援していたのでは無理が出てくるだろうし、いいことも、何回も同じことを繰り返して続けなければならない。お願いするにも、書類も重なり大変だということ、もちろん私たち地方の小規模事業者にとっては大変な負担になるということも現実にあります。

小さな町の商店街のお話で例を挙げますと、一つ一つのイベント、それから一つの商店街に対する事務局的な役割、申請書を書いたり総会資料をつくったりということまで商工会議所に事務局を置くしかない小さな小規模の商店街と小規模事業者の集まりは、そういうところで商工会議所にお世話になっております。

また、組合としても、中小企業団体中央会の経営指導員にも、細かい点でものづくり補助金や先ほどの小規模事業者への振興補助金とか、中小企業庁からもいただいているたくさん補助金についてのメニューをお調べいただいて、提供していただくのですけれども、なかなか私たち自身にも知識が十分でないことなどがありまして、それはできるのかというような自信がない部分もありまして、その指導員に対してのお仕事が、答えがなっていないという現状もあります。

また、商店街振興組合の中では、今は商店街支援センターを設けていただきましたので、その中で小さな町の一つ一つの商店街にも、段階的にまちゼミをやったり、販促事業の繁盛店事業など、また、最後にはビジョンからトライアルまでという指導もいただいておりますので、これからもこの支援団体がそれぞれの特徴を出しながら、私たち小規模事業者

へのきめ細かい連携をしていただければ、大変助かると思います。

残りの時間で、少しだけお話しさせてください。これは私たちの商店街の団体ではない企業組合というものを持っている、企業組合が法人格を持っていたものですから、先ほど竹内さんからいただいたような福祉のお話なのですけれども、簡単に申し上げます。商店街と富士宮市、自治体ですね。それに社会福祉協議会と地域の町内会とか、区長さんのいらっしゃる自治体とが一緒になりまして、出張商店街という事業を最初に始めまして、これで5年目になります。13万都市で、土地の広さが富士山の頭から駿河湾の見えるほうまでありますので、そこの中でご不便をなさっている地域にお訪ねするという事なのですが、このお訪ねする先が、社会福祉協議会が手をつけている地域の連絡協議会を中心に行っていますので、竹内さんの本当に切実なるお話を伺い、私たちの方向性も少しずつ見えてきたかと思えます。

まとめませんが、今日はお時間をいただき、ありがとうございました。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

地域の話が出ていますのですけれども、前回、サプライチェーンをやりまして、地域を越えたつながりということも我々は勉強できたわけですが、取引関係でネットワーク組織をつくっていらっしゃる組合組織でおられる全国中小企業団体中央会からもコメントをお願いいたします。

○高橋様 全国中小企業団体中央会の専務理事の高橋でございます。

今日は晝田が、自分の工場も被災をいたしておりまして参りませんので、私がかわりということで、よろしく願い申し上げます。

ご出席なさっている委員の方々が、事業協同組合についておわかりの方もいらっしゃると思いますが、わからない方も多いと思いますので、簡単にお話ししますと、基本的には同業種が共同経済行為をするためにつくった組合ということでございます。したがって、弁護士の組合もあつたり、豆腐屋の組合もあつたり、干物の組合もあつたり、牛乳屋の組合もあつたりと、たくさんございます。そういう人たちが集まって、それぞれ自分たちの組合をつくって、県の中央会の傘下の元活動しており、私ども全国中央会が代表をしているという形になっておりますことを、まずご承知いただければと思います。

今日お話にあった地方公共団体との関係のお話をまずいたしますと、災害が発生いたしましたときに、ガソリンスタンドの組合とか水道工事の組合、電気工事の組合、こういう組合が集まって、災害対応を行っております。ガソリンスタンドの組合などは、市町村、都道府県と災害救助協定などを設けて、何かあつた場合には、一斉に自分たちがガソリンを出すこととなっております。そのためのいろいろな設備等については、資源エネルギー庁の特別会計から了解をいただいておりますけれども、そのような形で、事前に市町村、都道府県と協定を結びながら活動しております。

それから、公共サービスの提供ということで、公共のスポーツ施設や宿泊施設、公園、市場について、造園組合やビルメンテナンス組合という組織が、官公需の組合としてしっかり町の清掃等々をやっております。先ほどもお話にありました商店街は、地域の文化等々を守るという市町村の大事なところでございますので、その中核になって、組合が商店街で活動しております。

それから、皆さんご承知かと思えますけれども、産地の組合があります。先ほどちょっとお話に出ましたけれども、燕三条の金属洋食器とか和紙とか、そういうところは地元の観光資源でもあり働く場でもあります。そこで、組合が一生懸命になって研修をしたり、必要なものを集めたりということをやっているわけでございます。もう一つ、いわゆる工業の関係で申しますと、サプライチェーンの関係で、例えば自動車をつくるにしても5次ぐらいまで下請があるわけでございますけれども、それぞれの段階で組合を設けて、それも近所ばかりではなくて遠いところもあって、お互いに融通しながら事業を行っております。

例えばメッキなどは、何かあった場合には自分たちがやりますからと言って、日本海側と太平洋側の県のメッキ組合で、何かあったときには助けに行く。そのようなことをしながら、サプライチェーンを守る役割を組合がしております。商工会・商工会議所が地域の経済団体として大変いいお仕事をさせていただいておりますけれども、私ども中央会といたしましても、組合や業種という別の角度から見て、地域の生活なり産業、伝統文化を守っていると自負をいたしております。

ご多分に漏れず、県からの補助金が減少されており、もうそろそろ最後の最後ぐらいまで削られておりますので、もう一度、この役割を見直していただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

商工会中央会と同じように、信用金庫も地域企業や住民を会員とするメンバーシップであります。金融機関としての支援と両面の機能を持たれておられます。支援機関としての信金のスタンスや特徴について、笠原委員からコメントをお願いいたします。

○笠原委員 信金中央金庫の笠原と申します。ご発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

中小企業庁の資料の中で、金融機関ということでくくられておりますけれども、まず、信用金庫の特徴からご説明したいのですが、金融機関といいましても、大きく分けると銀行のような株式会社形態の金融機関と、協同組織金融と呼んでおりますけれども、私どものような業態の金融機関がございます。私ども信用金庫は、協同組織金融機関の一つでございます。信用金庫の特徴としては大きく2つあります。

一つは、営業できるエリアが決まっています、なおかつ、ご融資できる先という意味です

けれども、お客様も中小企業と規定されております。したがって、銀行のように、あるエリアに人口減少等があって、経済活動がなくなったからといって、ほかの地域に営業エリアを簡単に広げることは難しいという特徴があります。中小企業並びに個人の方が中心なのですが、地域のお取引先に対して、経済活動を中心とした支援を、ほかの業態に比べると一生懸命やっているのではないかとというような自負をしております。

実際に、主な法人先でいえば中小企業のみが対象ですので、その中でも今回対象となっています小規模企業に関しましては、信用金庫によって違いますけれども、少なくとも延べ数でいうと半数、多ければ8割ぐらい、お客様の中で小規模事業者が含まれているのではないかと考えております。

もう一つの特徴としては、若干手前みそですけれども、私どものような中央機関があることによって、個別の信用金庫はエリアが決まって、狭域の中でビジネスをしているのですけれども、私どもが間に入ることによって、そこがネットワークで結ばれているかのような活動はしておるといえることがありまして、この辺もほかの業態とは大きく違う点だと自負をしております。

具体的にどのようなことをやっているのかというと、幾つかあるのですが、小規模事業者の皆さん方に売り上げを上げていただくという意味で、ビジネスマッチングを積極的にしております。これは一つの信用金庫が、狭域のお客様だけを対象にやるケースもありますし、やや広域にして、複数の信用金庫が連携しながらやるケースもあります。あとは、私どもが関わることによって、大企業と信用金庫の取引先をマッチングさせるというような形で、いろいろな形のマッチングを行っております。

あとは、これまでお話しいただきました支援機関の皆様方、商工会・商工会議所、いろいろな協同組合、商店街組合と関わりながら、地域の経済活動の活性化に取り組んでおります。前回、補助金のことに関して、委員のお一人の方から、なかなか小規模事業者向けの政策が小規模事業者の皆さんに届いてないという問題提起があって、信用金庫がその役割を果たせるのではないかとというまた別の委員からのご指摘もいただいております。私どもなりに、その辺をやってはいる部分があるのですが、とはいっても、やり方としてはセミナー形式のような形で、こういった会議室に来ていただいてご案内するというにとどまっているというのが現状で、実際に小規模事業者のところに行けば、目の前の仕事に忙しくて、社長であれ専務であれ、なかなかそういった場に来ていただくことが難しいというのが実態であります。

信用金庫の場合は、渉外担当と呼んでいますけれども、各支店で各事業者にご訪問する職員がおりますので、そういったパイプをうまく通じさせることによって、支援策が小規模事業者に届く一つのお助けになるのではないかと考えていますので、その辺、何らか仕組みができればと感じております。

最後に一つだけ申し上げたいのですが、今現在、小規模事業者の中で非常に問題視されておるのが、今までほかの委員もおっしゃっていましたが、人の問題であり

ます。事業承継に関しても大きな問題でありますけれども、私どもが感じているのは、いわゆる現場と呼ばれるところで働く人材が不足しているということで、製造業であればものをつくっている方、建設業であれば現場にいて工事をされているような方、そういった方々が不足していて、小規模事業者の発展を阻害している要因の一つになっているのではないかという問題意識を持っています。

私どもの業界では、この辺がまだ手つかずな状態でありまして、何らか施策をやっているかなければいけないと思っておりますので、こういった場で、この辺も議論いただくと助かるなと感じております。

以上です。ありがとうございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

事務局からは、地域コミュニティの役割、公共性それから支援者、外部経済性、過小投資等々という論点が提示されたわけですが、この分野を研究対象としておられる後藤委員からもコメントをお願いできれば幸いです。よろしく願いいたします。

○後藤委員 今日は支援機関に関する自治体の役割という論点が出されましたので、私は国と地方の役割分担という視点で少しコメントをさせていただきたいと思います。

今日お話を伺いまして、小規模企業支援策にはさまざまな役割が期待されていることがよくわかりました。例えばPTAへの参加とか、そういった社会的な役割への期待もあることはよくわかりました。ただ、全部を一度に議論するのはなかなか難しいことで、解きほぐして考えていくことが大事だと感じた次第です。

どう解きほぐしていくかということ、まずは、基本ラインの部分を確認しておきたいと思います。小規模企業支援策というのは、わが国において中小企業政策の一環としてなされているという理解でよろしいかと思えますし、中小企業政策というのは、基本的には経済政策のはずだと思えます。実質的には社会施策の側面もあるのかもしれませんが、基本的には経済政策に位置付けられるはずだと考えております。

そのように経済政策と位置づけると、これはあらゆる経済政策においてあり得る論点だと思いますけれども、国と自治体との経済政策の役割分担、言いかえると中央政府と地方政府の役割分担は大事な論点になってくると思えます。これはまさに今日のお話にも絡んでくることです。

そうした中央と地方の政府の経済政策における役割分担に際して考慮するポイントは2つあると思えます。1つ目は、政策の効果の地理的な広がりです。2つ目は、政策を実施するに当たっての情報コストといいたいまいしょうか、どの政府がより現実をよくわかっているかということです。

1点目の地理的な広がりということに関しては、さらに2つに分けることができると思えます。一つは、まさに前回のサプライチェーンの話につながりますけれども、企業の取

引ネットワークなどを考慮した場合、その企業を支援する効果がその所在エリアにとどまらず、取引ネットワークを通じて全国的に広がりを持つならば、言ってみればある種の国内全体の外部性を持つということになりますので、国が関与する必然性が高まってくることになるのだと思います。

もう一つ、地理的な広がりという点に関して申し上げますと、企業というのは、人よりもモビリティが高い場合があるかと思えます。例えば、どこかの地域でいい優遇策が得られるということなら、そこに行って恩恵だけ受けて、その後どこかほかに移ってしまうというフリーライドなどもあり得なくはないわけです。

どちらかという、非製造業はそういうモビリティが低いのではないかと感じてますが、いずれにしても企業のモビリティを考慮した場合、政策コストとその果実の地理範囲が一致するか、といたあたりも論点になってくるのではないかと思います。

次に、もう一つの考慮ポイントである情報コストに関して言えば、恐らく地域の実情に詳しい地方自治体の方が、特に小規模企業になればなるほど、その企業に関していろいろ情報を持っていることになろうかと思えます。

以上は、経済政策の中でも特に企業政策、あるいは産業政策という観点に絞って申し上げましたが、今日の論点の中で出てきました人口動態的なデモグラフィックな議論の流れの中で、地方創生とか地域活性化といった視点もあろうかと思えます。そこまで語りだすと論点が分散しかねませんので、今日のこの場では論点を絞ってお話しさせていただきました。

私からは以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間で自由討議に移りたいと思います。

これまでのご議論を踏まえて、ご質問、ご意見がございましたら、いつもながらネームプレートを立ててお知らせいただければ幸いです。

それでは、植村委員よろしく願いいたします。

○植村委員 ありがとうございます。

奈良県から来させていただきました警備会社を営んでおります植村でございます。

本日は、奈良県の川上村から竹内さん、ご近所でございますので、先ほどのパン屋の独占権は後ほどゆっくりお話しさせていただければと思います。

私は、全国商工会青年部連合会の直前会長も勤めさせていただきながら、現在、相談役を務めさせていただいております。その立場から、少し商工会のほうからお話をさせていただきたいと思えます。

商工会の資料のほうで11ページなのですけれども、「ひとをつくる」ということで、人材育成の観点からですけれども、各地域、47都道府県の商工会青年部員の中には、こ

れからの商売といたしますか、地域で生き残っていくためにはということで、不安を抱えているというのが現状だと思います。

そのような中で、商工会を通じていろいろな勉強会や研修会を開催させていただいておるところでございます。その研修会等々で、青年部でいいますと全国の約4万7,000名というネットワークのつながりに広がってくるものだと思っております。全国的には、商工会青年部といいますと、単に地域でイベント、お祭り等を行っていると思われがちですが、若手経営者、そして後継者の集まりでありますので、これからの地域のために何をできるのかということを議論しているところでございます。

そのような中で、国のほうから出ております小規模の持続化補助金等々に関しましても、我々商工会青年部の得意とするSNSを通じて、情報というものは拡散をしているところで、活用をさせていただいております。

今後とも、その施策についても引き続きご支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして「地域を守る災害対策」ということで、今回起こっております西日本による豪雨災害でございます。今回ばかりではなくて、東日本から教訓を得まして、熊本大地震等々、大きな災害を迎えております。商工会地域というものは、全国に多々わたる地域がございます、いろいろな災害に対して、商工会青年部が実働部隊として活動をさせていただいております。

そのような中、災害が発生すると同時に、我々青年部が、どうしても地域の消防団に入っていたりとか、PTAに入っていたりとか、商売をしているどころではなくて、地域を守るという観点から、不眠不休で復旧作業に当たっているところでございます。それもまた、私どもの全国のネットワークを通じて、無理な支援のないように調整をしながら、被災地へ復旧の手助け、支援策を練っているところでございます。

そんな、みずからが住み続ける地域のために頑張っている商工会・商工会議所の青年部、若手経営者のために、引き続き、そういった支援策のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

西村委員、佐藤委員の順番でよろしくお願ひいたします。

○西村委員 日本商工会議所の西村でございます。

先ほど、久貝常務理事から日商や各地商工会議所の全般的な活動について説明をさせていただきましたが、私は、地元大阪の状況について説明をさせていただきたいと思ひます。

大阪府との連携による経営改善普及事業の状況についてでございますが、多くの都道府県では、経営指導員の人件費という形で予算をお預かりし、事業を実施されておられます

が、大阪府の場合は、例えば相談事業では、事業計画策定で支援1件につき幾らかを商工会議所に支払うという完全な実績方式となっております。

このために、事業者に関などの施策を周知する、あるいは先ほど発表事例にありましたような災害時に被災事業者を巡回、訪問するといった活動は、それだけでは補助対象にはなりません。

また、OJT等による経営指導員の育成などは、中長期的には必要な取り組みではございますが、どうしても後回しにせざるを得ないという状況でございます。こういう観点から、国におきましては、商工会議所の経営指導員に対し施策周知、災害時の対応、支援力向上など、多岐にわたる取り組みが期待されているところではございますが、そのためには、都道府県が十分な支援体制を構築するよう、国からの働きかけ、後押しが必要だと思っております。

今回の小規模企業振興基本計画等の改定に合わせて、地方交付税拡充に向けた措置を講じていただきたいと思っておりますし、一方では、国が地方交付税を増やしても、その用途を決めるのは都道府県でございます。全国の都道府県が足並みをそろえて、小規模企業支援や支援体制強化に取り組むよう、小規模企業振興基本計画あるいは関連法、制度において規定できないものか、ご検討いただきたいと思っております。

続いて、大阪市との連携の状況について申し上げます。大阪商工会議所では、2014年から町工場ネットワーク構築事業という地元のものづくり企業の横請の仕組みをつくる交流事業を実施しております。昨年度は交流会を3回実施し、101社が参加、延べ1,037件の面談を実施しました。その中で「取引につながった」「取引の可能性あり」が157件と、実績を挙げております。

地域のものづくり振興は、商工会議所の課題であると同時に、大阪市の課題でもあることから、交流会の開催会場の提供や事業の周知などにおいて、大阪市から協力を得ております。地元自治体と商工会議所が課題を共有することが、こうした具体的な連携事業につながっておりますので、小規模企業等の経営支援、経営相談事業における商工会議所などと基礎自治体との連携、共同実施などについて、基本計画あるいは関連法、制度において規定するようご検討いただきたいと思っております。

以上でございます。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員よろしく願いいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。株式会社佐藤商事の佐藤と申します。

伝統800年と偉そうに言うのですけれども、川連漆器というものを製造してございます。お椀とお箸しかつくっていないようなイメージを皆さんお持ちだと思いますけれども、我々の業界は年2回、必ず新作発表がございます。そういった中で、新作をつくるのに持

続化補助金は大変使い勝手がよくて、我々の業界としては本当に喜ばしいことでした。

しかし、先ほど森会長も言っていました商工会の職員の方々の件なのですけれども、経営支援だけではなくて、小さい町の職員の方で、例えば、私たちは外に出て戻ってくる後継者が大体多いのですけれども、そういった人間の地域でのつなぎ役をやっていただいたり、森会長がいるので言いづらいのですけれども、大体後継者と親父は仲が悪いのですが、社長と息子のパイプ役をやっていただいたりすること、私たちは商工会職員の皆さんに本当にやっていただいている部分が多くあります。

しかし、今、持続化補助金やいろいろなものが出てくると、職員の皆さんは大体パソコンしか見ていなくて、青年部を見ていただけなくなっている感じを受けます。そういった中で、私たちは後継者としてこれからまた次の違う展開を考えていくときに、支援をしていただく職員の皆様に、一緒に歩いていただかないといけない部分を考えますと、職員不足というか、職員の多さ、数をふやせばいいのか、その辺はまた議論していただきたいと思っていますし、我々が経営者の孤独の部分を理解していただける唯一の味方ではないかと考えております。

また、基本法は、秋田県は県にもつくっていただきまして、私の住んでいる湯沢市もつくっていただきました。秋田県全体で小規模の後押しをするという雰囲気が出ているので、今回もいろいろ市町村の方がいらっしゃるのですけれども、お金の取り合いではなくて、できればみんなで基本法をつくって、小規模中小企業を応援していこうという風潮をつくれなかなとも思っています。

余り生意気なことを言いますと後で怒られそうですので、そろそろ終わらせていただきます。ありがとうございました。

○寺岡委員長 森委員もいろいろ意見があるかもしれませんが、立石委員がプレートを立てていますので、お願いします。

○立石委員 重なっているところは省きます。

以前、福田達夫さんから言われた施策が届いていないという点と、市町村と商工会・商工会議所のありかたという観点から考えると、現在、全国各地の市町村において、小規模振興条例が制定されてきたことは重要です。これは、当初想定していたよりもスピードが早いのではないかと思います。問題点は、この小規模振興条例と経営発達支援計画とのリンクがきちんとできていない事例も多いということです。この点を市町村側からも、商工会・商工会議所からももっと歩み寄って、一緒に条例を作成し、計画を推進していき、行動に移していく。そこまで持っていかないと、本来これを内閣提出法律案にした意味がなくなってきました。この観点からも経営発達支援計画と小規模振興条例をうまく市町村単位でもリンクさせていく。この体制確立が重要です。

そして問題は、持続化補助金の予算が限られている中で、申請書がすばらしくても採択されない事例がふえてきたということです。その解決策として、各市町村で市町村版持続化補助金を制定して、すくい上げてきた事例が増えつつあります。これは非常に好評です。ですから、そこをうまく活用していけば、この政策が小規模事業者のところに届いていくというスキームになるのではないかと。そのところを、市町村の方々とともにやっていただきたいような気がします。

あえて言うのならば、小規模企業支援施策は、市町村直轄でいいのではないかと本心から思っています。決して県行政の批判ではなく、今まで県がやってきたのは、構造上、大きな上層部1割の中小企業の支援であって、中小企業の9割を占める小規模支援はなかなかやってこられなかったのです。その9割の小規模支援は、市町村がやっていたという現実を考えると、大事な論点ではないかと思えます。

それから、佐藤さんも言っていましたけれども、事業承継に関しては指導員の役割が大きいです。指導員が間に立って、親父と息子の間を取り持っているという事例が非常に多い。でも、こういうことを指導員が頑張っているとしても、それが頑張っていると評価されていない。この場で、経営指導員は小規模の事業承継において重要な役割を担っていることをご理解いただきたいです。

なおかつ、これは職員の働き方ということになっていきますので、商工会・商工会議所の指導員の方々、支援員の方々がブラックになっている事は大きな問題です。これは私もずっと言っています。何としてでもこの委員会で、ちゃんと人件費の確保をしていかなければ、本当に大変なことになると思いますよ。本気になっていただきたいのです。ですから、働き方改革の話で、厚労省と進めている一連の施策をうまくこの委員会でもう一回リンクさせてください。それでないと、この議論は、最終的に人件費がふえなかったら、我々が決めたことが商工会・商工会議所をブラック企業にします。この現実が突きつけられているということもご理解いただけたらありがたいです。

それから、後藤委員がおっしゃっていました。この議論を進めていくと、いつも社会政策と経済政策議論に行きつきます。この審議会はいいいのです。平場になったときに、中企庁として社会政策をやるのかという議論になってしまう。違います。やはりこれは経済政策です。口が酸っぱくなるまで私は言います。5年間言い続けてきたから、これは絶対的に間違いのない経済政策です。その議論を外さないように、平場に戻ったときもお願いしたいということをございます。

以上です。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

三神委員、よろしく願いいたします。

○三神委員 ありがとうございます。

IT化と指導員の方のスキル向上といった議論のときに、ほかのテーマの委員会でも最近、共通してお話しをしているのですが、まず、現場の指導員の皆さんあるいは金融機関の現場の担当の皆さんにおけるスマートフォンの普及率がどのくらいなのかなということが疑問としてございます。

相当規模になっているはずなのですが。あとは平均年齢がどのぐらいかにもよるとは思うのですが、実はIT系企業の30代、40代が中心の会社ですと、新規事例の横展開という言葉がよく出てきますけれども、SNSでお互いこんないいものを見つけたとつながって、どんどん情報をアップしているのです。IT化といっても、ご年長の方が多き組織だと、ウェブに事例を公開しました、広報紙で発表しましたといったアプローチになってしまうのです。今どきと言うと乱暴なのですけども。市販のアプリケーションなどを利用してキーワード登録をしておく、それに関連するある程度のグループの中で、例えば国の政策が現場まで届いていないという問題もキーワードにより自動的に届くようにするという方法が考えられないでしょうか。そこまで現場が使いこなせないということであれば、最低限それぞれの地域の中央組織が、ある程度、情報を取りまとめる役割を果たし、リモートスクリーンのアプリケーションで無料で使えるものも多数出ていますから、例えばブロックごとの中央組織の該当情報に外部からアクセスをし、現場で助言をするときに適宜参考にしていくというやり方も考えられます。ごくごく普通の今、若い世代がやっていることをまずはやる。大がかりのシステム開発などという以前に、クリアできる方法がいろいろあるのではないかとこの疑問がございませう。

要注意なのが、「連携」や「横展開」という言葉です。具体的に何をもって連携とするのか。ケースによっては、時々集まって、四半期に一度、例えば会議をご一緒していますというだけでも連携と言う方もいらっしゃる。一般的に地方都市というのは、隣接しているエリアで頑張っているところがあると、ライバル心が燃えるというカルチャーがあるのです。

県単位でもそうです。まずはそれぞれの自治体が情報を取りまとめ市町村が共有する。今度はブロック単位でこれをまとめてお話ししたようなリモートでの参照やSNSでの共有等を実施すれば、近隣の県でいい事例が出れば、こちらもある程度やらないと恥ずかしいという感情が出て来ることも予想されます。つまり順番として、何か大きくIT化ということよりも、まずは皆さんスマホはどのくらい持っていますか。既存のアプリでどのくらいできますか。あとはSNSで、まずはチームで登録しましょう、キーワードで共有できるようにしましょうというような、もうちょっと軽量サイズのところでできるところからぜひとも始めていただきたいという気がいたしております。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

それでは、平田委員よろしくお願ひいたします。

○平田委員 ありがとうございます。フリーランス協会の平田です。

フリーランスの我々にとって、法人成りしている方も個人事業主の方もいらっしゃるんですけども、商工会議所や支援団体の利用というところは大分遠い存在というか、なかなか活用できていません。せっかくいろいろな取り組みをしてくださっているのを、もう少しフリーランスの皆さんに利用していただけるようにという観点で、マイノリティーなりの率直な感触ということで、多少失礼もあるかもしれませんがご容赦いただければと思います。

まず、そもそもの認知というか、本日3団体ご紹介いただいていますけれども、その違いも多分、皆さんに分かりづらいかと思います。なぜ3団体に分かれているのかとか、もっと言うと、JCやロータリー、ライオンズなどいろいろある中で、経営者の仲よし同士のグループの違いかなぐらいの理解の人が多いうように思っていて、それぞれ誰が対象でどういった支援が受けられるのかみたいなのところをもう少し明確にさせていただけると届きやすいのかなということ。

2点目として、経営指導員の方のダイバーシティーが、我々の世代や働き方からすると少し偏りがあるように思われます。先ほど、スマートフォンの利用率とか年齢みたいなのところも三神委員からお話がありましたけれども、そういう世代に加えて性別やバックグラウンドといったところへももう少し多様化していただけると、相談に行きやすくなるのかなと思います。

3点目として、たまたま本日発売だったので手元にあったのですが、日経出版社から『フリーランス&“複”業で働く！完全ガイド』というものを出版して、今朝発売なのですが、アマゾンで独立・開業カテゴリーのランキングで総合4位に上がっているのです。それだけ、こういった相談に関するニーズはあるのだと思うのですが、私たちはこういった話をするとき、割と「キャリア形成」という文脈でインスパイアされる方が多いのです。今、人生100年のキャリアの中で創業するとか独立するとか副業するという選択肢があって、またやめて会社員に戻ったり、選択肢が行ったり来たりしている中で、以前のように、一度独立、創業したら、拡大して、どんどんその会社の人を増やしていくのだみたいな一方通行ではなくなっていると思うのです。なので、そういった意味では今、フリーランスの中でも開業届を出さないとか、法人登記しないで事業を営む方も増えている印象があるので、もう少し気軽に独立や創業に踏み出す方に対して、キャリア支援という糸口からのアドバイスなどをしていただけるといいのかなと。

キャリア支援ということ言うと、逆説的にはなるのですが、創業件数が減っているという問題に対しても、実は廃業支援がすごく大事なのではないかと考えています。廃業することのリスクが高過ぎると創業の腰が重くなってしまうので、こういったときに廃業を考えたらいいのかとか、その後、どうしたら会社員に戻れるのか、再チャレンジみたいなのところも含めてアドバイスしていただけるような方がいらっしゃると思います。

私たちの協会でも、ちょうどそういった問題意識から、まだ名称は仮ですけれども、キャリア自立支援アドバイザーという認定資格を今、準備してまして、秋から開講する予定です。キャリアコンサルタントの資格をお持ちの方にプラスアルファで独立や開業、副業する際の税制、社会保障の変化も含めて知見を持っていただいて、アドバイスしていただくつもりなのですけれども、そういった専門家を配置していただいて、創業以前の方も相談できる場所になっていただくといいのかな、会員も増えるのかなと思います。

4点目は、ちょっと本質的な問題になってしまうのですけれども、本日のテーマが自治体と協力機関の連携という話ですが、実は私たちのようなフリーランスは、ノマドと言われる人もいますが、場所がかなり流動的なのです。我々の教会では二拠点居住といったものも提唱していますけれども、特定の自治体に所属しているという感覚がない人が出てきていますので、流動的に仕事をしている人たちはどこが受け皿となるのか。そういった関係人口と言える人たちのネットワークや支援方法といったところも、根本的な話になってしまうのですがご検討いただくとありがたいかなと思います。

以上4点でした。ありがとうございます。

○寺岡委員長 わかりました。

そろそろ時間が来てしましまして、事務局のほうから追加説明やコメントがありましたら、よろしく願いいたします。

○西垣課長 いろいろありがとうございます。

先ほど幾つかいただいたご質問の点で、まず、三神委員のご質問の経営指導員の年齢層があったかと思えます。今、経営指導員は大体7,500名くらいおりますが、平均年齢が45ぐらいで、20代が7.5%、30代が23.6%、40代が34.4%、50代が33%ですので、一番多い層が40代、50代で、平均年齢は上のほうかなと。

スマホをどれぐらい置いているか、まだ調べたことがないのですけれども、実は先ほど青年部のほうからご意見がありました。持続化補助金についてどれぐらい知っていますかというアンケートを昨年SNSで、現青年部の会長にやっていただいたことがありまして、これはふだん我々が全国団体、県連を通してやる調査に比べれば遥かに早くて、何日で戻ってくるということがございましたので、私たちもスマホを使って何かするというのは青年部経由でやらせていただいている状況であります。それが青年部だけではなくて、全体でどうなのかというところは考えたいと思います。

また、平田委員から、もっとダイバーシティードというのは、本当におっしゃるとおりなのですけれども、正直、今は私たちの手元の資料に、経営指導員の男女比とかバックグラウンド比がございませんで、もともと経営指導員は割と税務とか財務とかそういったものの指導をされてきていることが多いものですから、金融系の方が多いのかなという気がしております。

そうした中で今、経営の多角化、いろいろな議論が出ていますので、今回、経営指導員の資格を考えていこうと思っているものですから、そういう中でご検討させていただければと思っております。

○寺岡委員長 ありがとうございます。

安藤長官が中座されましたので、吉野次長、何かコメントがあればよろしく願いいたします。

○吉野次長 私、自己紹介をすると、奈良県吉野郡川上村に本籍地がありまして、今日はふるさとの方がプレゼンということで、非常にうれしい思いをしております。

この議論でございますけれども、私もこの商工会・商工会議所、中央会の人件費、活動費と、三位一体改革のもとで地方に財源移譲をしてきたということなのですが、財源移譲する際、ある意味、商工会・商工会議所中央会はこういう仕事をしてきているのだと。したがって、それをやってくださいよということで財源移譲したのですが、その後、一つには地方、中央の実際の配分が、一生懸命やっていただけの地域もあれば、そうでない地域もあるといった問題もありますし、それから、地方の方々が対応くださるべきテーマが非常に多様になり、高度化してきている。わかりやすく言えば事業承継の問題とか、足元では働き方、人手不足といった問題も出てきているということで、内容が質的にも非常に多くなってきているところ、そこを補完しなければならないということで、国は国で、地方分権はしたけれども、改めて経営発達支援計画伴走型補助をするとか、持続化補助金をするということをしてきているわけなのですが、それと地方における体制を支えるための人件費、事業費の配分にアンバランスが生じてきているということを感じております。

ここを戻していくためにも、そもそも国と基礎自治体、国と都道府県の間のある種、商工業を取り巻く課題についての共通認識を極力ローカルのレベルでも持てるようにしてあって、したがって国がやる部分と地方がやる部分とが相まって、一般的にその効果が上がっていくべきなのだろうなという思いで今、仕組みをつくらうとしているところでございます。

ある種、法的な枠組みも念頭に置きながら、その位置づけを明確にしながら、こういうことで地域の活動がふえてきているのだから、しかるべく資源配分を自治体にもよろしくお願いしたいということを今後、政府の中でも、具体的には総務省との関係でもやっていきたいと思っているところでございます。

他方で、こうしたことをやっていく中であって、三神委員のほうからのご指摘があったような、それこそITも活用しながら、それから経営指導員の方々の能力のスキルアップやダイバーシティの問題も含めて、全体としてパフォーマンスがよくなっていくようなことをしていかないと、自治体の目でご覧になると、もっと頑張ってもらわなければ予算は

出せないよねということもあるかと思うので、その点は並行してやっていかなければならないと思うところでございます。

もう一点、後藤委員のほうからお話があった、商工会・商工会議所中央会といった地域の支援機関は非常に多面的なものがある。地域コミュニティーの活動といっても、本当の地域コミュニティー、今回防災だとか消防団みたいなものもあれば、お祭りということ言えば、私は秋田県の商工部長もやっていたのですが、大がかりの花火などというものは、お祭りはお祭りなのですけれども、ほとんど地域の産業にもなっている部分があって、本当はこういうものを相まってやっていける部分があるよなど。産業政策としてもやるべきだろうし、社会政策もやらなければいけない部分はあるだろう。こういうところは、実際にどのように協力してやっていくのかという部分もあるなと思っている。

最後は、産業政策ということもありますので、中小企業政策の課題として、現にクローズアップされてきているような、先ほど申し上げたようなものに関して言えば、国もしっかりやっていかなければならないし、地方もということだし、かつ申し上げた働き方にしても事業承継しましても、比較的多くの方を相手にしなければならない。末端の基礎自治体にいる個々の企業の方々においても、特定の方がニーズ開発を一生懸命やっています、海外展開を一生懸命やっていますではなくて、多くの方々が共通に課題にアドレスしていかなければならない部分がありますので、この点においても地方の役割、都道府県、市町村の役割が中小企業施策において、むしろますます重くなってきていると認識をしているところでございます。

引き続き、皆様のご意見をいただきまして、よいものにしていきたいと思っているところでございます。

○寺岡委員長 時間が参りましたけれども、事務局から連絡事項があるようです。

○西垣課長 本日は、長時間にわたりご議論をいただきありがとうございました。

本来、発表されるということで、広島県の方が資料を準備して下さっていただいて、皆さんのお手元に入っているものは中小企業庁のホームページに載っておりますので、もしお時間がありましたら、ご一読いただければと思います。

次回の開催日時が9月20日ということで、2カ月ほどあきます。第1回のときに今後のスケジュールということで、9月については小規模事業者に関するIT化という題で置かせていただいておりますけれども、IT化の議論もその際にとは思っておりますが、一方で、前回、前々回ともろもろの議論をいただいておりますので、夏の間、9月のテーマについてももう少し事務局も寺岡先生と相談しながら練り直して、改めてご連絡をさせていただければと思います。

日程については、ご連絡しているとおりに変更ございませんので、よろしく願いいたします。

○寺岡委員長 以上をもちまして、第12回「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」を閉会いたします。

長時間にわたって貴重なご意見をいただき、また、本委員会の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございました。

引き続き、よろしく願いいたします。ご苦労さまでした。

午後3時31分 閉会